令和2年度東かがわ市介護予防水中トレーニング事業委託契約書(基本)

東かがわ市(以下「委託者」という。)と社会福祉法人 東かがわ市社会福祉協議会(以下「受託者」という。)との間に、東かがわ市介護予防水中トレーニング事業(以下「事業」という。)の委託について、次のとおり契約を締結する。

(総則)

第1条 委託者は、東かがわ市介護予防水中トレーニング事業実施要綱に基づく事業(以下「委託事業」という。)を受託者に委託し、受託者はこれを受託する。

(委託料)

第2条 委託料は、基本委託料 円とする

(委託期間)

第3条 委託期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。 (委託料の支払い)

第4条 第2条の委託料は、4回払いとする。

(報告)

第5条 受託者は、委託者に対して委託事業の実施状況について、四半期終了後10日 以内に報告しなければならない。

(委託保証金)

第6条 契約保証金は、免除する。

(権利義務の譲渡)

第7条 受託者は、この契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡してはならない。 ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(調査等)

第8条 委託者は、委託事業の実施状況について、随時、実地に調査し、受託者に対して必要な報告を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

(契約の解除)

- 第9条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、催告なし にいつでもこの契約を解除することができる。
 - (1) 正当な理由がなくてこの契約を履行しないとき。
 - (2) この契約の履行について不正行為があったとき。
 - (3) この契約に基づく委託者の指示に違反したとき。
- 2 この契約を解除するときは、委託者、受託者協議のうえ、この事業にかかる一切の権利を委託者に返還するものとする。

(契約条件の変更)

- 第10条 受託者は、委託料の変更等契約条件の変更を行う必要があると判断した場合は、 委託者と協議の上、変更することができる。この場合、新たに変更契約を締結し直す ものとする。
- 2 受託者は、委託料の変更により減額となる場合は委託者に返還しなければならない。
- 3 委託料に変更が生じた場合は、最終支払で精算する。

(損害賠償責任)

- 第11条 受託者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。
 - (1) 受託者が、委託事業の実施に関し、委託者又は第三者に損害を与えたとき。
 - (2) 前条の規定により、この契約が解除された場合において委託者に損害が生じたとき。

(守秘義務)

第12条 委託者並びに受託者はこの契約によって知り得た情報を他に漏らしてはならない。委託事業完了後においても同様とする。

(定めのない事項の処理)

第13条 本契約に定めのない事項又は本契約に疑義が生じた場合においては、委託者、 受託者協議のうえ、処理するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印のうえ、 各自1通を保有するものとする。

令和2年4月1日

委託者 香川県東かがわ市湊 1847 番地1 東かがわ市

東かがわ市副市長 松本 吉弘 副市長印



受託者 香川県東かがわ市湊 1809 番地 社会福祉法人東かがわ市社会福祉 会 長 上 村 一 郎